

検討事項案その10 (第9 準拠法について)

【目次】

- 1 仲裁契約の準拠法について
- 2 仲裁契約の方式の準拠法について
- 3 仲裁可能性の準拠法について
- 4 仲裁手続の準拠法について

1 仲裁契約の準拠法について

【仲裁検討会資料12の 1参照】

- (1) 仲裁契約の準拠法については、モデル法(模範法)第34条第2項(a)(i)、第36条第1項(a)(i)及びニューヨーク条約第5条1項(a)にならい、第1に当事者の指定により、第2に仲裁地法によるものとする。
- (2) (1)により準拠法が定まらない場合については、仲裁の目的である権利又は義務の準拠法によるということにより検討する必要がある。

【説明】

- 1 仲裁契約の準拠法につき、モデル法(模範法)は、仲裁判断の取消し及び仲裁判断の承認・執行の局面において、第1に当事者の合意、第2に仲裁地法により定めるものとしており、仲裁契約の準拠法につき独立の規定を置くか否かは別として、これに沿った形にすることが望ましいと考えられる。
- 2 枠内(2)の考え方は、当事者の合意がなく、仲裁地が未定であるため準拠法が決定できない場合について、主たる契約の準拠法を念頭に置きつつ、仲裁の目的が契約でない場合(不法行為等)を含むものとして、仲裁の目的たる権利又は義務の準拠法とする立場を提示するものである。

(参考)

- ・ ニューヨーク条約第5条
 - 「1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。
 - (a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。」
- ・ モデル法（模範法）第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。
 - (a) 〔取消の〕申立をした当事者が次の証明を提出した場合
 - (i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がなかったときはこの国の法律のもとで、有効でないこと。」
- ・ モデル法（模範法）第36条〔承認又は執行の拒否事由〕
 - 「(1) 仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかにかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。
 - (a) 判断が不利益に援用される当事者の申立により、その当事者が承認又は執行の申立を受けた管轄裁判所に次の証明を提出した場合
 - (i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、両当事者がそれに準拠することとした法律により、もしくはその指定がなかったときは、判断がなされた国の法律により、有効でないこと。」
- ・ 仲裁法試案2001年改訂（平成14年。仲裁研究会）第42条〔仲裁契約の準拠法〕
 - 「仲裁契約の成立及び効力は当事者の指定する法律により、この指定がないときは、仲裁地又は仲裁の行われることの明らかな地の法律による。仲裁地又は仲裁の行われることの明らかな地がない場合には、仲裁の対象となる法律関係に適用されるべき法律による。」

2 仲裁契約の方式の準拠法について

【仲裁検討会資料12の 2参照】

仲裁契約の方式については、抵触法的処理を排除し、本仲裁法の定めによるものとする。

【説明】

枠内の考え方は、仲裁契約の方式の準拠法につき、モデル法（模範法）があらゆる国際的な仲裁契約を規律することを意図したものと考えられている（国連のモデル法草案注解（A/CN.9/264）22頁）ことから、本仲裁法の規定（モデル法（模範法）上は第7条第(2)項 書面主義）を涉外実質法とすることとし、抵触法的処理を排除しようとするものである。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第7条〔定義及び仲裁合意の方式〕
「(2) 仲裁合意は、書面によらなければならない。合意は、それが両当事者の署名した文書、交換された書状、テレックス、電報その他隔地者通信手段で合意の記録となるもの、又は交換された申立書及び答弁書であって、そのなかで一方の当事者が合意の存在を主張し、他の当事者によって否認されていないものに含まれているときは、書面によるものとされる。契約における仲裁条項を含む文書への言及は、その契約が書面でなされ、かつその言及がその条項を契約の一部とするようなものである限り、仲裁合意となる。」
- ・ 仲裁法試案2001年改訂(平成14年。仲裁研究会)第43条〔仲裁契約の方式の準拠法〕
「仲裁契約の方式は、第7条の定めるところによる。」

3 仲裁可能性の準拠法について

【仲裁検討会資料12の 3参照】

仲裁可能性の準拠法については、仲裁判断の取消、承認・執行の局面について、モデル法(模範法)第34条第2項(b)(i)、第36条第1項(b)(i)及びニューヨーク条約第5条第2項(a)にならった規定を設けるものとする。
それ以外の局面については検討する必要がある。

【説明】

- 1 仲裁可能性の準拠法については、仲裁判断の取消、承認・執行の局面につきニューヨーク条約及びモデル法(模範法)に定めがあり、この趣旨については争いがあるものの、同旨の規定を置くべきであると考えられる。
- 2 これに加え、妨訴抗弁の場面等にどのような規律をすべきかについては検討する必要がある。
- 3 仲裁可能性という場合に、
 - ア 仲裁の対象の範囲をどのように特定するか、
 - イ どのような種類の事件を仲裁に付託できるのか、の2つの問題がある。
アについては、仲裁契約の準拠法の問題として取り扱う考え方が有力であるが、イについては、
 - a この問題も仲裁契約の準拠法の問題に包摂されるのか(包摂されるとす

れば、常に仲裁契約の準拠法と一致することとなろう。)

b 仲裁契約の準拠法とは別の問題として取り扱うとして、実体関係の準拠法、法廷地法、仲裁地法の何れに従うべきか、の問題があると考えられる。

規定を設けるべきか否かは別として、問題点の整理について御意見を戴きたい。

(参考)

- ・ ニューヨーク条約第5条
 - 「2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
 - (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。」
- ・ モデル法(模範法)第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立(手段)としての取消の申立〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。
 - (b) 裁判所が次のことを認めた場合
 - (i) 紛争の対象事項がこの国の法のもとでは仲裁による解決が不可能であること。」
- ・ モデル法(模範法)第36条〔承認又は執行の拒否事由〕
 - 「(1) 仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかにかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。
 - (b) 裁判所が次のことを認めた場合
 - (i) 紛争の対象事項が、この国の法のもとでは、仲裁による解決の不可能であること。」
- ・ ドイツ法第1059条〔仲裁判断取消の申立て〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の場合に限り、取り消すことができる。
 - 1. 裁判所が次のことを認めた場合
 - (a) 紛争の対象が本邦の法令に従い仲裁適格のないものであること」
- ・ 韓国法36条〔仲裁判断取消の訴え〕
 - 「(2) 裁判所は、次の各号の1に該当するときに限って仲裁判断を取り消すことができる。
 - 2. 裁判所が職権で次の各目の1に該当する事由があると認める場合
 - (1) 仲裁判断の対象である紛争が大韓民国の法により仲裁で解決できないとき」
- ・ 仲裁法試案2001年改訂(平成14年。仲裁研究会)第44条
規定なし

4 仲裁手続の準拠法について

【仲裁検討会資料 12 の 11 参照】

モデル法(模範法)第1条第(2)項にならい,仲裁手続の準拠法については,仲裁地の法律によるものとする。

【説明】

枠内の立場は,手続法の属地主義的性格を強調する立場である。

【コメント】

この立場に立つ場合,当事者が他国法を手続法と指定した場合には,その国の実質法を指定したものとみて,その限度では許容することとなり,当事者自治を認める立場とそれほど異なる結果を招来するものではないと思われる。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第1条〔適用範囲〕
「(2) この法律の規定は,第8条,第9条,第35条および第36条を除き,仲裁地がこの国の領域内にあるときにのみ適用する。」
- ・ ドイツ法第1025条〔適用範囲〕
「(1) 本編の規定は,第1043条第(1)項の意味における仲裁地が本邦に存する場合に適用する。」
- ・ 韓国法第2条〔適用範囲〕
「(1) この法は,第21条の規定による仲裁地が大韓国内である場合にこれを適用する。」
- ・ 仲裁法試案2001年改訂(平成14年。仲裁研究会)第45条〔国際裁判管轄及び手続法〕
「(1) 裁判所は,本法の領域内にある地を仲裁地とする仲裁について援助又は協力し,仲裁判断取消の訴について判断する。本法の領域内に仲裁地がない場合又は仲裁地が定まっていない場合には,裁判所は,仲裁が日本と密接な関係があるときに限り,援助又は協力する。」